

京都市告示第 33 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、公益財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園(指定管理区域外の区域に限る。)の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成26年4月1日

京都市長 門川 大作
(南部みどり管理事務所)